

東播ジャズ倶楽部 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は「東播ジャズ倶楽部」とする。英語名は Toban Jazz Club とする。

(会の目的)

第2条 主として東播磨地域およびその近隣を含む地域に住むジャズの愛好者が、交流し親睦を図り、音楽に関する趣味や知識を深め合う関係をつくることを目的とする。

2. ジャズを含めた音楽に関する情報を交換したり、聴く場を設けたり、ライブを企画したりすることを通じて、地域の音楽文化の発展に寄与する。

(会の活動)

第3条 本会は前条の目的に沿った次の各項目の活動を行う。

- (1) インターネットサイトや紙媒体などを活用し、地域の音楽情報を共有する。
- (2) 音楽の情報交換会、レコード (CD) を聴く場などのイベントを開催する。
- (3) ジャズに関するライブやイベントなどを開催する。
- (4) その他、時機に合い、会の目的に沿った活動を行う。

第2章 会員

(会員資格の得喪)

第4条 ジャズを愛し、会の趣旨に賛同する者であれば、在住地域に関わりなく入会することができる。

2. 入会は所定の申込書に記入し年会費を添えて事務局に申し込み、役員会がこれを承認する。入会時には必ずパソコンからのメールを受信できる電子メールを届け出る。
3. 退会を希望する場合は事務局に申し出て退会することができる。
4. 2カ年にわたって会費を滞納した会員の会員資格は自動的に失効する。
5. 会則に反したり、会の名誉を著しく傷つけたり、他の会員への誹謗中傷な

ど、会の運営や会員の人権を妨げる行為をした者は役員会の承認を経て退会させることがある。

(会員の役割)

第5条 会員は会則を遵守し、主体的に活動に参加するよう努める。

2. 会員は総会で議決権を行使することができる。

第6条 会員の期間は入会日にかかわらず、10月から翌年9月までとする。

第3章 機関

(会員総会と権能)

第7条 会員総会は少なくとも年に1回以上開催する。

2. 会員総会は、役員を選任、活動報告と決算、活動計画と予算、会則の変更、その他会の運営の重要事項を決議する。

3. 会員総会は過半数の会員の出席を持って成立するものとする。その場合委任状による出席も認める。

4. 緊急の場合、代表が認めた場合は、インターネット上による開催も認める。

5. 議決は出席会員の過半数をもって決する。

6. 議長は出席会員の中から選任する。

(役員会と権能)

第8条 本会は役員会を置き、役員会は会の運営に関して中心的な役割を担う。

役員会は、会員総会へ付議する事項、会員の入退会の承認、外部組織との交渉、会員発の活動への資金補助、を決定する。

2. 役員には、代表1名、副代表2名、会計1名を置く。

3. 役員の任期は2カ年度とし、会員総会開催時に改選する。ただし再任を妨げない。

4. 役員会は代表が招集する。

5. 役員会は、日常の会員管理、そのほかの日常的な事務を担う。

6. 役員会は事務業務のために、事務局を置くことができる。

第4章 会計

(財源)

- 第10条 本会の財源は、会費、寄付、および活動による収入とする。
2. 前項の財源によって、会の活動の経費をまかなう。また、会員の主催する事業に補助をする。
 3. 会計年度は10月から翌年9月末までとする。

(会費)

- 第11条 本会の会費は一カ年度1,500円とし、会員は年度初めに納付する。
2. 10月1日時点で18歳未満の場合はその年度の会費を無料とする。

(所在地)

- 第12条 本会の所在地は代表の自宅に置く。

(設立年月日)

- 第13条 本会の設立年月日は2009年8月1日とする。

附則

- 第14条 本会則に定めのない事項は、役員会で決議する。
- 第15条 本会則は2018年7月21日の臨時総会での議決を経て、即日施行する。